

## 消防団活動活性化促進事業費補助金交付要綱

令和4年4月1日制定

### (総則)

第1条 県は、近年の自然災害の頻発化・激甚化により、消防団員の役割の重要性が高まる中で、多種多様な活動を行う消防団が活躍しやすい環境を整えるとともに、活動の活性化を促進することにより、地域防災力の要である消防団の充実強化を図るため、市町村（以下「補助事業者」という。）が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で消防団活動活性化促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）並びに補助率等は、別表1のとおりとする。

### (補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 補助金交付申請書には、別記第1号様式及び別表2において定める書類を添付しなければならない。
- 3 前項の申請書の提出期限は、別に定める日とする。
- 4 知事は、補助金交付申請書の提出があったときは、当該交付申請書の内容の適否を審査し、適當と認めたときは、補助事業者に対し別記第2号様式により補助金の交付を決定して通知する。

### (補助金の交付の条件)

第4条 補助金の交付決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

- 一 補助事業者は、補助事業に要する経費の配分の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- 二 補助事業者は、補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- 三 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- 四 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けるこ

と。

- 2 補助事業者が前項第1号から第3号までの規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、次に掲げるとおりとする。
- 一 補助事業の経費配分変更承認申請書及び内容変更承認申請書（別記第3号様式）
  - 二 補助事業の中止（廃止）承認申請書（別記第4号様式）

（申請の取下げ）

第5条 規則第8条第1項に規定する補助金の交付申請の取下げができる期間は、補助金の交付決定の日から10日以内とする。

（実績報告）

第6条 実績報告書の様式は、別記第5号様式のとおりとする。

- 2 実績報告書には、別表2において定める書類を添付しなければならない。
- 3 実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日（中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。）から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了の日が属する年度の3月末日のいずれか早い日とする。

（履行確認）

第7条 知事は、実績報告書に基づき、3月末日までに補助事業の履行の確認を行う。

（額の確定）

第8条 規則第14条に規定する額の確定通知は、別記第6号様式により行う。

（補助金の交付時期等）

第9条 この補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。

- 2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第7号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

（財産の管理）

第10条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(財産の処分制限)

第11条 規則第21条第2号の知事の定めるものは、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 規則第21条ただし書の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第一及び別表第二のとおりとする。

(書類、帳簿等の保存期間)

第12条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助事業の完了日の属する年度の翌年度以後5年間とする。ただし、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分の制限を受ける期間が5年間を超える場合にあっては、当該期間の末日の属する年度の末日までとする。

(書類の提出部数等)

第13条 この要綱により提出すべき書類の部数は、1通とする。

(補助事業の表示)

第14条 補助事業者は、補助事業により整備した施設等に県補助金を受けて実施した旨を表示するものとし、表示方法等は、次のとおりとする。ただし、消耗品等の表示を行うことが困難な場合は、この限りでない。

- 一 表示方法 銘板、看板、ラベル等
- 二 表示対象 施設整備、備品等
- 三 表示場所 建物については施設の入口付近、建物以外については表示効果が高い位置
- 四 標準的な表示方法等は、別表3のとおりとする。

附 則

この要綱は、令和4年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和5年3月31日消第57号）

この要綱は、令和5年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和5年4月1日消第140号）

この要綱は、令和5年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和7年3月26日消第1337号）

この要綱は、令和7年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表1（第2条関係）

&lt;①女性消防団&gt;

補助事業		補助対象経費	補助率等
環境整備	更衣室の整備・改修	更衣室の整備又は改修に要する経費	1 補助率 1／2以内
	トイレの整備・改修	女性用トイレの整備又は改修に要する経費	
活動強化	車両の整備・更新	女性消防団員の活動に必要な車両の整備又は更新に要する経費	2 補助基準額 A-B A:補助対象経費 B:国庫補助金
	資機材・安全装備品等の整備	女性消防団員の活動に必要な資機材等の整備に要する経費 (小型動力ポンプ、軽量化消防ポンプホース、その他活動に必要な資機材等)	
		女性消防団員の制服等、安全装備品等(※)の整備に要する経費 ※消防団の装備の基準(昭和63年消防庁告示第3号)に定める装備品のうち、下表「対象となる装備品」に定める装備品とする。	3 補助金の額 補助基準額×補助率 ※千円未満の端数は、切捨て
	活動に必要な消耗品・備品等	女性消防団員が新たに行う活動及び活動の充実強化を図るために必要な消耗品、備品等の経費 (火災予防普及啓発、応急手当普及啓発の充実等)	
	教育訓練	女性消防団員に対して実施する教育訓練に必要な消耗品、備品等の経費	
	資格取得	女性消防団員が消防団活動を行うために必要な資格の取得に要する経費	
	行事、交流会、大会等の開催	女性消防団員の活性化を図るための行事、交流会、大会等の開催に要する経費	
	行事、交流会、大会等への参加	女性消防団員の活性化を図るための行事、交流会、大会等への女性消防団員の参加に要する経費	4 補助限度額 1,000千円
連携事業	女性防火クラブ等と連携して実施する事業	地域防災力の向上に向け、女性消防団員が女性防火クラブ等と連携して実施する事業に要する経費 (研修会、意見交換会、イベント等、共同で開催する事業) (防火・防災普及啓発等の活動事業)	

(注) 1 次に掲げる事業は、補助の対象としない。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第2条各号に掲げる交付金の交付対象となった事業
- (2) 国又は県が出資する一般財団法人等が実施する助成の対象となった事業
- (3) 国庫補助事業に合併し、又は付加して施工する事業(当該事業が独立の目的・機能を有し、国庫補助事業と明確に分けられる場合を除く。)
- (4) 付加機能の追加が認められない維持修理事業
- (5) 既存の施設等の解体又は撤去事業
- (6) 事業期間が複数年度にわたる事業
- (7) 予算の繰越しを伴う事業

2 第13条に規定する表示に要する経費は、補助の対象とする。

表) 対象となる装備品

消防団の装備の基準に定める装備		単位	
		女性団員	女性分団及び隊
制服等	制服	必要な数	—
	夏服		
	活動服		
安全帽等	安全帽	必要な数	—
	救助用半長靴		
	防塵メガネ		
	防塵マスク		
	耐切創性手袋		
	救命胴衣		
	雨衣		
防火衣一式	防火衣	ポンプを操作する者又は部長以上の階級にある者	—
	防火帽		
	防火用長靴		
	防火手袋		
携帯用無線機	携帯用無線機	班長以上の階級にある者	—
	トランシーバー		
車載用無線機等	車載用無線機	—	車両数に応じて整備 必要な数
	無線受令機		
その他の情報関連機器	双方向通信機器	—	必要な数
	デジタルカメラ		
	ビデオカメラ		
	その他の情報関連機器		
火災鎮圧用器具	吸水器具	—	必要な数
	放水器具		
	破壊器具		
	その他の火災鎮圧器具		

消防団の装備の基準に定める装備		単位	
		女性団員	女性分団又は隊
救助救急用器具	担架	—	必要な数
	応急処置用セット		
	自動体外式除細動器		
	油圧切断機		
	エンジンカッター		
	チェーンソー		
	油圧ジャッキ		
	可搬ワインチ		
	その他の救急救助用器具		
避難誘導器具	警戒用ロープ	—	必要な数
	拡声器		
	その他の避難誘導器具		
夜間活動用器具	投光器	—	必要な数
	発電機		
	燃料携行缶		
	その他の夜間活動用器具		
啓発活動用器具	応急手当訓練用器具	—	必要な数
	訓練用消火器		
	その他の啓発活動用器具		
後方支援用資機材	エアー・テント	—	必要な数
	非常用備蓄物資		
	その他の後方支援活動用器具		

<②機能別分団等、③組織再編、④負担軽減の取組み、⑤熱中症対策、⑥小型車両の整備>

補助事業	補助対象経費		補助率等
② 機能別分団等 又は大規模災害分団等の立上げ  ③ 組織再編に伴う新たな分団等の立ち上げ  ④ 団員の負担軽減の取組  ⑤ 訓練時等の熱中症対策  ⑥ 小型車両の整備	施設整備費	② 機能別団員又は大規模災害団員が使用する更衣室、トイレ、詰所等の整備又は改修に要する経費 ③ 組織再編に伴い新たに必要となった詰所等の整備又は改修に要する経費	1 補助率 1／2以内  2 補助基準額 A－B A：補助対象経費 B：国庫補助金  3 補助金の額 補助基準額×補助率 ※千円未満の端数は、切捨て  4 補助限度額 1,000千円
	装備等購入費	②③共通 新たに必要となった装備・資機材を購入する経費（制服、安全装備品、機能別分団等又は大規模災害分団等の活動に必要な資機材、車両 <sup>※1</sup> の購入・整備費用等） ⑤ 訓練、大会又は災害出動時に使用する熱中症予防のための備品（会場又は出動現場で使用するものに限り、個人装備品を含まない。）の購入に要する経費 ⑥ 消防防災用車両 <sup>※1</sup> （新規製品の軽自動車 <sup>※2</sup> に限る。）の整備に要する経費 ※1 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合し、かつ緊急自動車 <sup>※3</sup> として承認を得られるものであること。 ※2 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第一に規定する軽自動車 ※3 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条に規定する緊急自動車	
	調査費	③ 組織再編に必要な情報を整理するための調査委託費 (消防力を維持するために必要な消防団員数を精査するための調査委託費等)	
	ソフト事業費	④ 団員の負担軽減を図るために必要なデジタル技術（消防団向けアプリ等）の導入、訓練時間の短縮等を図るための動画の制作及び訓練や大会における団員向け臨時託児スペースの開設に要する経費（委託費、備品・消耗品購入費）	
	事務費	②③共通 機能別分団等の立上げ等に必要な知識・技能を得るために研修への参加並びに情報、意見等の交換及び検討のための会議等の開催に要する経費（研修参加費、謝金、旅費、会議室借上費、雑費（会議の茶菓、弁当等（アルコール類を除く。）の購入に係る経費）及び資料作成費） ④ 団員の負担軽減に向けた活動の見直しのための研修への参加、専門家の招聘並びに会議等の開催及び視察に要する経費（研修参加費、謝金、旅費、会議室借上費、雑費（会議の茶菓、弁当等（アルコール類を除く。）の購入に係る経費）及び資料作成費）	

(注) 1 次に掲げる事業は、補助の対象としない。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第2条各号に掲げる交付金の交付対象となった事業
- (2) 国又は県が出資する一般財団法人等が実施する助成の対象となった事業
- (3) 国庫補助事業に合併し、又は付加して施工する事業（当該事業が独立の目的・機能を有し、国庫補助事業と明確に分けられる場合を除く。）
- (4) 付加機能の追加が認められない維持補修事業
- (5) 既存の施設等の解体又は撤去事業
- (6) 事業期間が複数年度にわたる事業
- (7) 予算の繰越しを伴う事業

2 第14条に規定する表示に要する経費は、補助の対象とする。

別表2（第3条、第6条関係）

別表3（第14条関係）

表示対象	表示方法	表示内容
施設整備	銘板	令和〇〇年度に岐阜県から補助金を 受けて整備したものです。 市町村名
備品等	ラベル	

別記

第1号様式（第3条関係）

第 号  
年 月 日

岐阜県知事 様

市（町村）長

消防団活動活性化促進事業費補助金交付申請書

消防団活動活性化促進事業費補助金の交付を受けたいので、岐阜県補助金等交付規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

事業名	
事業区分	
事業概要	
事業費	円
交付申請額	円

添付書類

- (1) 別紙
- (2)
- (3)
- (4)

別紙（第1号様式関係）

消防団活動活性化促進事業費補助事業実施計画書

1 補助事業の概要及び事業費等

市町村名	
事業名	
事業区分	
事業実施場所	
事業内容	
事業実施による効果	
事業費	円
内訳	国庫支出金 円
	県補助金 円
	地方債 円
	その他特定財源 円
	一般財源 円

2 補助事業の実施（予定）期間

着手（予定）	年 月 日
完了（予定）	年 月 日

第2号様式（第3条関係）

第　　号  
年　　月　　日

市（町村）長　　様

岐阜県知事

消防団活動活性化促進事業費補助金の交付決定について

年　　月　　日付け　　第　　号で申請のあつた消防団活動活性化促進事業費補助金については、岐阜県補助金等交付規則（以下「規則」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり交付することを決定したので、規則第7条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業の内容、補助事業に要する経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費又は補助金の額については、別に通知するところによるものとする。
- 2 規則及び消防団活動活性化促進事業費補助金交付要綱に従わなければならない。

別表

事業名	
事業区分	
事業概要	
事業費	円
補助事業に要する経費	円
交付決定額	円

第3号様式（第4条関係）

第 号  
年 月 日

岐阜県知事 様

市（町村）長

消防団活動活性化促進事業費補助金に係る補助事業の経費配分・内容変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった消防団活動活性化促進事業費補助金について、下記のとおり変更の承認を受けたいので、申請します。

記

事業名		
事業区分		
事業概要		
変更理由		
変更の内容	変更前	
	変更後	

第4号様式（第4条関係）

第　　号  
年　　月　　日

岐阜県知事　　様

市（町村）長

消防団活動活性化促進事業費補助金に係る補助事業中止（廃止）承認申請書

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定のあった消防団活動活性化促進事業  
費補助事業について、下記により補助事業を中止（廃止）したいので、申請します。

記

事業名	
事業区分	
事業概要	
中止（廃止）理由	

第5号様式（第6条関係）

第　　号  
年　　月　　日

岐阜県知事　　様

市（町村）長

消防団活動活性化促進事業費補助金実績報告書

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定のあった〇〇補助事業について、岐阜県補助金等交付規則第13条の規定により、別紙のとおり報告します。

記

事業名	
事業区分	
事業概要	

別紙（第5号様式関係）

1 事業の実施状況

市町村名	
事業名	
事業区分	
事業実施場所	
事業着手年月日	
事業完了年月日	
完成検査年月日	
事業実施検査者 (職・氏名)	
事業費	円
実施した事業の概要	
事業実施による効果（付加された機能等）	

## 2 事業費の計画額との比較及び収支精算内訳

### (1) 収入

単位：円

財源の内訳	交付申請額 (変更した場合 は、変更交付申 請額) 【A】	収入済額又は 収入見込み額 【B】	差引額 【B】 - 【A】	備考
消防団活動活性化 促進事業費補助金				
一般財源				
計				

### (2) 支出

単位：円

支出科目	交付申請額 (変更した場合 は、変更交付申請 額) 【A】	支出済額又は支出 見込み額 【B】	差引額 【B】 - 【A】	備考
計				

(注) 収入計と支出計が異なる場合には、その理由を明記すること。

第6号様式（第8条関係）

第 号  
年 月 日

市（町村）長 様

岐阜県知事

消防団活動活性化促進事業費補助金の額の確定について

年 月 日付け 第 号で交付決定した消防団活動活性化促進事業費補助金について、岐阜県補助金等交付規則第14条の規定により、下記のとおり交付額を確定したので、通知します。

記

事業名	
事業区分	
事業概要	
事業費	円
補助事業に要する経費	円
確定額	円

第7号様式（第9条関係）

第 号  
年 月 日

岐阜県知事 様

市（町村）長

消防団活動活性化促進事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定通知のあった消防団活動活性化促進事業費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

2 事業名等

事業名	
事業区分	
事業概要	

※押印を省略する場合は記載が必要

発行責任者：

（連絡先： ）

担当者：

（連絡先： ）